## ライセンス契約だけじゃない! 知的財産関連契約(第3回)

## データ提供契約



中之島シティ法律事務所 弁護士 **西川 侑之介** (大阪弁護士会知的財産委員会所属)

## 1 はじめに

近年、IT技術の進展により、多様なデータを大量に収集・蓄積し、これらのデータを利活用することによって新しい価値を生み出し、新たなビジネス活動に繋げようとする動きが盛んになっている。データの利活用にあたっては、より有意な成果を創出すべく、自社の保有するデータにとどまらず、分野や業種を超えて、他社からデータの提供を受ける場面も今後増えてくるものと考えられる。取引されるデータは、商品の購入履歴やウェブサイトの閲覧履歴といった消費者にかかるデータから、機械に装着したセンサの産業データに至るまで様々想定されるところである。

このようなデータの取引にかかる契約は、いまだ一般的に広く締結されているものではなく、 契約実務の集積がないため、契約当事者間で予期せぬ問題が起きる可能性がある。本稿では、データ提供契約の法的性質を踏まえた上で、契約を締結するにあたって留意すべき点について整理 したい。

## 2 データ提供契約とは

データの取引にかかる契約は、(1)一方当事者が既存データを保持しているという事実状態が明確であるか否か、(2)複数当事者が関与して従前存在しなかったデータが新たに創出されるか否か、(3)プラットフォームを利用したデータの共用か否かという観点から、(1)データ提供型、(2)データ創出型、(3)データ共用型という 3 つの類型に整理されている  $^1$  。

このうち、データ提供型の契約(以下「データ提供契約」という。)は、取引の対象となるデータ(以下「提供データ」という。)を一方当事者(以下「データ提供者」という。)のみが保持しているという事実状態について契約当事者間に争いがない場合において、データ提供者から他方当事者(以下「データ受領者」という。)に対して当該提供データを提供する際に、当該提供

<sup>1</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版 -データ編-」11頁(令和元年12月)